

事 務 連 絡  
平成 23 年 3 月 25 日

社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省保険局医療課

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震に係る  
被保険者証等の提示等の取扱いの再周知について

今般の東北地方太平洋沖地震については、必要な医療の確保に最大限の御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今回の地震の被災者については、被保険者証がなくても、氏名、生年月日、住所、事業所名を申し出ることにより医療機関を受診できること、及び対象者の要件に該当する旨の申し立てをした方については、医療機関の窓口での一部負担金の支払いを猶予等できることは、すでにご連絡しているところであります。

今般、これらの取扱いについて、再度、周知徹底すべきであるとの意見もあることから、早急に、保険医療機関に情報がいきわたるように、再度の周知にご協力をお願いいたします。